

松戸市子どもの未来応援 事業一覧（案）

未定稿

（平成29年11月21日現在）

平成30年3月

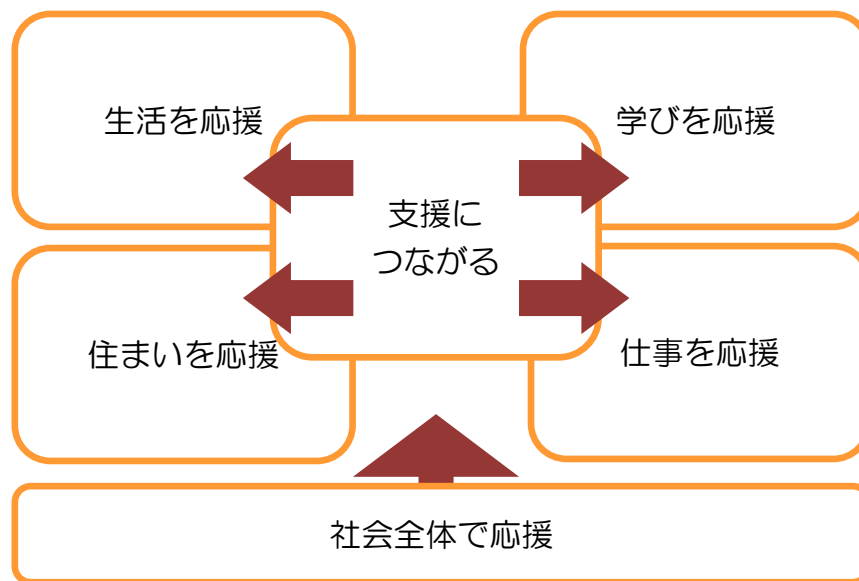
○ 松戸市子どもの未来応援関連施策の整理

松戸市では、平成28年1月に、庁内横断的組織「子どもの未来応援検討チーム」を設置し、本市の各課が実施している既存事業について、「子どもの貧困対策に資するか」という点に着目して、整理を行いました。

事業の整理は、国の子どもの貧困対策会議において示された「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」の6つの取り組み姿勢を基本に行うことといたしました。

さらに、その整理の過程で見えてきた本市の現状の課題を踏まえ、6つの取り組み姿勢ごとに、施策の方向性を示しました。その方向性に沿って、既存事業だけでなく、拡大する事業、今後新たに実施すべき事業についても検討し、本市における「子どもの貧困対策」を一覧として取りまとめました。

【6つの取り組み姿勢のイメージ】



【6つの取り組み姿勢の概要】

1 支援につながる (p.4~7)

ひとり親家庭等の生活に困窮している子育て世帯の支援については、現在でも、子育て・生活支援、就労支援、経済的支援など様々な事業が各課で実施されています。

しかし、どこの課でどのような支援が受けられるかが周知されておらず、支援策が十分に活用されていない現状があります。さらに、ひとり親家庭等は複数の困難な課題を抱えている場合が多く、複数の課に出向かなければ必要な支援につながりにくいといった課題があります。

このため、支援を必要とする家庭に、支援が確実につながる仕組みを整えるとともに、窓口の相談業務の質の向上を図り、個々の家庭が抱える課題にきめ細かく対応した支援を行うことが求められています。

2 生活を応援 (p.8~15)

ひとり親家庭等の保護者は、子育てと生計の維持を一人で担わなければならず、生活面や経済面など様々な困難を抱えている家庭が多いため、個々の事情に配慮できる、きめ細かな経済的支援、生活支援を行う必要があります。

3 学びを応援 (p.16~22)

貧困の連鎖を防止するため、教育費負担の軽減や学習支援により、親の経済状況にかかわらず、全ての子どもが安心して学習できる機会を確保することが必要です。

また、全ての子どもが集う場である学校を支援の土台（プラットホーム）として、不登校や虐待など子どもや家庭が抱える課題への早期発見・早期対応を図るとともに、全ての子どもが質の高い教育を受けられるよう、学習環境や生活環境をきめ細かく整備することが必要です。

4 仕事を応援 (p.23~26)

ひとり親家庭等の保護者が自立し安定した生活を営むためには、就労支援が大切です。

ひとり親家庭の保護者では、就業していても収入は低い傾向にあるため、パートや派遣などの非正規雇用から、収入の高い安定した仕事につなげる支援が必要となります。安定した就労につながるよう、親の資格取得に向けた支援も必要です。

5 住まいを応援 (p.27~29)

ひとり親家庭や児童養護施設等の退所者は、家賃や契約時の保証人などの住まいを確保する際の課題を抱えています。安定した生活を維持するために、生活の基盤となる住宅の確保への配慮が求められます。

6 社会全体で応援 (p.30~31)

貧困の連鎖を防止し、どのような環境の子どもであっても夢を実現するチャンスをもつためには、学習や就職の機会の提供など、行政、企業、地域が一体となって子どもの未来を支援していくことが必要となります。

【施策の方向性】

支援につながる

1 支援を提供する窓口の対応力を向上します。

- ① 市職員のスキルアップにより、窓口の対応力を向上します。

窓口での対応力の水準を向上するため、研修会等を開催します。

事業名	事業概要	主な対象者	担当課（室）
人権施策推進事業	人権文化を築くことを理念に掲げた「松戸市人権施策に関する基本方針」を策定し、さらに基本方針に基づく「人権施策推進に係る指針」を定めて、職員研修の実施及び庁内への啓発と情報提供を図っています。	市職員	行政経営課
新 青少年自立支援事業（中高生支援業務・居場所づくり支援者研修会・情報交換会の開催）	新規 児童館・こども館・青少年会館など、中高生の居場所づくりに携わる受託事業者や職員のスキルアップのための支援者研修会・情報交換会を開催します。	中高生	子どもわかもの課

2 支援を必要とする家庭と支援を提供する窓口とをつなぎます。

- ① 孤立しがちなひとり親家庭等を含めて、支援を必要としている全ての人が確実に支援を受けられるように、情報発信の強化や窓口体制の整備をします。

支援を必要としている家庭がスムーズに支援を受けられるように、ホームページやアプリを活用して市民にわかりやすく情報提供します。

また、スクールソーシャルワーカーを学校に配置し、教育の場における福祉的アプローチを実施します。

さらに、ひとり親家庭、妊婦などを対象とした相談支援体制を整備しています。

事業名	事業概要	主な対象者	担当課（室）
育児の情報提供事業（子育てホームページ管理運営業務）	市ホームページ内の「まつど DE 子育て」で市内の子育て情報を一元化し、提供します。	妊娠期～すべての保護者	子ども政策課
育児の情報提供事業（育児の情報提供業務）	「まつど DE 子育て」と連動させた子育てアプリを導入し、プッシュ型の情報提供を行います。 ※H29.12 スタート予定	妊娠期～すべての保護者	子ども政策課
拡 育児の情報提供事業（子育てガイドブック作成業務）	「まつど子育てガイドブック」で子育て情報を一元的に提供します。 拡充 外国籍の家庭のために、掲載概要の多言語版を作成、配付します。	妊娠期～すべての保護者	子ども政策課
新 青少年自立支援事業（中高生支援業務・（仮称）小学生のための放課後過ごし方ガイドの作成）	新規 小中高生に向けた放課後の過ごし方ガイドを作成します。また、外国籍の家庭のために各国語版（英語、中国語、韓国語、タガログ語、ベトナム語）を作成、配布します。	小中高校生	子どもわかもの課
スマイルサポート業務	地域の特定保育所で、子育ての相談を気軽に受け、保育の悩みを持つ保護者を支援します。	乳幼児とその保護者および妊娠中の方とその家族	幼児保育課
拡 学校教育相談事業（学校教育相談業務）	教育と福祉の連携により、家庭環境に福祉的アプローチを行います。 拡充 スクールソーシャルワーカーの増員を目指します。	該当中学校及び中学校区の小学校	教育研究所

事業名	事業概要	主な対象者	担当課（室）
ひとり親家庭相談支援事業（ひとり親家庭相談支援業務）	母子または父子世帯及び寡婦世帯が抱えるさまざまな問題に関する相談に応じ、必要な支援を行います。	母子または父子世帯及び寡婦世帯	子育て支援課
ひとり親家庭支援事業（母子・父子自立支援プログラム策定業務）	就業支援専門員が相談を受け、個別に自立支援プログラムを策定、履歴書の書き方や就職面接に関する助言等、就職活動を支援します。	母子または父子世帯及び寡婦世帯	子育て支援課
生活困窮者自立支援事業（自立相談支援業務）	「松戸市自立相談支援センター」において、一人ひとりの状況に合わせた支援プラン（本制度の各種事業・他制度・地域資源の利用等）を作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して問題解決に向けた支援を行います。	生活困窮者（現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人）	生活支援一課
児童虐待等早期発見・対応事業（家庭児童相談関係業務）	「松戸市子ども家庭総合支援拠点」が中心となり、関係機関と連携しながら、児童福祉に関する相談支援を行います。	0歳から18歳未満の児童	子ども家庭相談課
地域子ども・子育て支援事業（母子保健型利用者支援業務）	市内3か所に設置した「子育て世代包括支援センター（親子すこやかセンター）」において、保健師、助産師、社会福祉士が、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供します。	妊婦及び乳幼児	子ども家庭相談課母子保健担当室
生活保護決定・実施事業（面接相談業務）	生活保護相談において、相談者の不安や生活状況等について聞き取ると共に、生活保護の趣旨等について説明します。また、必要に応じて手当・年金の受給や福祉サービス等の利用に向けた助言を行います。	生活保護被保護者	生活支援一課 生活支援二課

事業名	事業概要	主な対象者	担当課（室）
生活保護決定・実施事業（ケースワーク業務）	生活保護被保護者の自立に向けた支援を行い、必要に応じて手当・年金の受給や福祉サービス等の利用に向けた支援を行います。	生活保護被保護者	生活支援一課 生活支援二課
人権被害者相談事業	松戸市人権施策に関する基本方針のうち「相談支援体制の整備」にもとづき、関係機関との連携を図り、相談支援体制の整備を図っています。	人権侵害被害者	行政経営課

生活を応援

1 経済的に困窮している子育て世帯の経済的負担を軽減します。

- ① 生活の基礎を下支えできる経済的支援に関する施策を実施します。

経済的に困窮している子育て世帯に、生活や健康を支えるための経済的支援を行います。

事業名	事業概要	主な対象者	担当課（室）
地域子ども・子育て支援事業（ファミリーサポートセンター業務）	ファミリーサポートセンターの利用について、児童扶養手当受給世帯は利用料の半額を助成します。	児童扶養手当受給者	子育て支援課
放課後子ども総合プラン事業（放課後児童健全育成業務）	放課後児童クラブの利用について、就学援助対象世帯の利用料を減免します。	就学援助受給者	子育て支援課
児童扶養手当給付事業	ひとり親家庭や親と一緒に生活していない児童を養育する家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給します。	年度末18歳に達するまでの児童を扶養するひとり親家庭	子育て支援課 児童給付担当室
遺児手当給付事業	両親または父母の一方と死別した児童（遺児）の健全な成長を図ることを目的として、手当を支給します。	両親または父母の一方と死別した義務教育前の児童（遺児）を扶養している方	子育て支援課 児童給付担当室

事業名	事業概要	主な対象者	担当課（室）
ひとり親家庭支援事業（ひとり親家庭医療費等助成業務）	ひとり親家庭の経済的負担を軽減し、早期の診療等を受けやすくするため、保険診療分の医療費等を助成します。	ひとり親家庭の親及び児童（年度末18歳に達するまでの者）	子育て支援課 児童給付担当室
児童運営費（保育所保育料）負担金	年収 360 万円未満のひとり親世帯の保育所保育料を第 1 子半額以下、第 2 子以降無償にします。	年収 360 万円未満のひとり親世帯の保護者	幼児保育課
保育士就職支援のための貸付金事業	民間保育園に保育士として就職する際の準備費用を貸し付けます。	新卒保育士	幼児保育課
生活保護法による各種扶助費（生活扶助費）	生活保護被保護者の生活需要に対し、被保護者の金銭等で満たすことのできない不足分について、生活扶助（衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの等）を行います。	生活保護被保護者	生活支援一課 生活支援二課
生活保護法による各種扶助費（医療扶助費）	生活保護被保護者の医療需要に対し、被保護者の金銭等で満たすことのできない不足分について、医療扶助（診察、薬剤又は治療材料、医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術等）を行います。	生活保護被保護者	生活支援一課 生活支援二課
災害補償・就学援助事業（要保護及び準要保護児童生徒医療援助費）	医療費を援助します。 ・要保護の場合 全額 ・準要保護の場合 窓口負担額（健康保険診療自己負担分）	要保護・準要保護児童生徒のうち、対象疾病にかかった人	保健体育課
小学校給食管理運営事業（準要保護児童給食援助費）	学校給食費を免除します。 （低学年 4,150 円、 中学年 4,520 円、 高学年 4,880 円、全て月額）	就学援助に認定された世帯	保健体育課

事業名	事業概要	主な対象者	担当課（室）
中学校給食管理運営事業（準要保護生徒給食援助費）	学校給食費を免除します。 （1食310円及び牛乳代） 弁当を持参した場合、給食費と同額を援助します。	就学援助に認定された世帯	保健体育課

2 ひとり親家庭等の家庭生活への支援を行います。

- ① 子どもの成長に応じて、家庭のニーズに即した必要な支援を行います。

ひとり親家庭等の保護者が、安心して働き、生活できる環境を整備するため、ファミリー・サポート・センター、病児・病後児保育などによる支援をします。

事業名	事業概要	主な対象者	担当課（室）
地域子ども・子育て支援事業（ファミリーサポートセンター業務）【再掲】	育児のお手伝いをしてほしい人（利用会員）と育児のお手伝いをしたい人（提供会員）が「まつどファミリー・サポート・センター」に登録し、会員同士の助け合いのもとで行われる子育て支援の援助活動を市が支援します。	生後4カ月から小学校6年生	子育て支援課
放課後子ども総合プラン事業（放課後児童健全育成業務）【再掲】	就労などのため昼間保護者のいない家庭の児童を対象に、市立小学校施設等を活用し、遊びや生活の場として放課後の居場所を提供、児童の健全な育成を図ります。	就労等のため昼間保護者のいない当該小学校に在籍する児童	子育て支援課
地域子ども・子育て支援事業（病児・病後児保育業務）	病気及び病気回復期のため、集団保育や家庭保育が困難な子どもを預かります。	生後57日から小学校6年生	子育て支援課

事業名	事業概要	主な対象者	担当課（室）
生活困窮者自立支援事業（家計相談支援業務）	家計収支等に関する課題を評価・分析し、支援計画を作成するとともに、家計再建に向け家計表作成指導や、公的制度・貸付制度の利用支援を行います。	生活困窮者（現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人）	生活支援一課

3 すべての子どもが孤立することなく、地域で生活できるように必要な支援を行います。

- ① 地域とつながる機会や場所を確保するとともに、子どもの可能性を伸ばし、夢の実現を応援するための支援を学習支援や既存の事業と連携しながら実施します。

児童館や学習支援の場などいろいろな子どもの居場所において、様々な友人や大人と出会い、学習などを通じて信頼関係を築き、多様な価値観に触れる機会を提供します。

事業名	事業概要	主な対象者	担当課（室）
拡 生活困窮者自立支援事業（子どもの学習支援業務）	（生活支援一課と子育て支援課とで共同実施） 生活に困窮する家庭の小学5・6年生、中学生、高校生に対して、学習支援・居場所作り・カウンセリングを行うことにより、基礎学力の向上等を目指します。	生活保護受給世帯・就学援助受給世帯・児童扶養手当受給世帯の子ども	生活支援一課
拡 ひとり親家庭支援事業（ひとり親家庭学習支援業務）	拡充 学習支援事業の実施会場を増やすとともに、内容を充実させていきます。	児童扶養手当受給世帯の小学校5年生～高校3年生	子育て支援課

事業名	事業概要	主な対象者	担当課（室）
青少年会館学習機会提供事業（各種講座開催業務）	夏休みなどの長期休業を利用して様々な体験プログラムを実施し、地域の大人との交流等を通して子ども同士のつながりや仲間づくりを目指した場を提供します。	小中学生	生涯学習推進課
新 青少年自立支援事業（中高生支援業務・子どもの居場所づくり事業）	新規 放課後や長期休業中に、主として中高生が利用できる安全安心な居場所を提供することにより、学校や家庭以外の自由な時間と場所の提供、知識や体験の提供、孤立の防止、子ども一人一人のニーズ把握や課題解決につなげます。	中高生	子どもわかもの課
新 青少年自立支援事業（中高生支援業務・居場所づくり支援者研修会・情報交換会の開催）【再掲】	新規 児童館・こども館・青少年会館など、中高生の居場所づくりに携わる受託事業者や職員のスキルアップのための支援者研修会・情報交換会を開催します。	中高生	子どもわかもの課
新 青少年自立支援事業（中高生支援業務・（仮称）小学生のための放課後過ごし方ガイドの作成）【再掲】	新規 小中高生に向けた放課後の過ごし方ガイドを作成します。また、外国籍の家庭のために各国語版（英語、中国語、韓国語、タガログ語、ベトナム語）を作成、配布します。	小中高校生	子どもわかもの課

4 どのような環境の家庭においても親子の健康の維持・増進を図ります。

- ① すべての親子の健康に関する支援を推進します。

安心して妊娠・出産できる体制、各種健康診査を受診しやすい環境を整備します。

事業名	事業概要	主な対象者	担当課（室）
妊産婦保健指導事業（産後ケア業務）	家族などから産後の支援が受けられない者で、育児支援を特に必要とする母子を対象に、心身のケアや育児指導を行うことによって、安心して子育てできるように支援します。宿泊型、訪問型、日帰り型があります。	生後4か月未満の乳児とその母親	子ども家庭相談課母子保健担当室
地域子ども・子育て支援事業（養育支援訪問業務）	育児支援や家事援助が必要でありながら積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対して、訪問による支援を行います。	妊婦及び乳児のいる家庭	子ども家庭相談課母子保健担当室
妊産婦保健指導事業（ママパパ学級開催業務）	初めて母親、父親になる方が妊娠中を健やかに過ごし、安心して出産し、育児のイメージがもてるような講話や実習、地域の仲間づくりを行います。	妊婦とそのパートナー	子ども家庭相談課母子保健担当室
家庭訪問事業	「乳児家庭全戸訪問」として、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に保健師、助産師が訪問し、育児の相談を受けたり、子育て支援の情報提供を行います。	生後4か月までの乳児のいる家庭	子ども家庭相談課母子保健担当室
乳幼児健康診査事業	乳幼児の健康の保持増進を図るため「乳児健康診査」「乳児股関節健診」「1歳6か月児健康診査」「3歳児健康診査」を実施します。	3か月児～4歳未満の乳児	子ども家庭相談課母子保健担当室

事業名	事業概要	主な対象者	担当課（室）
母子保健指導事業（母子保健歯科指導業務）	「わんぱく歯科くらぶ」として、むし歯予防（歯と口腔の健康のため）の教室を実施します。	2歳児～3歳5か月児	子ども家庭相談課母子保健担当室
地域子ども・子育て支援事業（母子保健型利用者支援業務）【再掲】	市内3か所に設置した「子育て世代包括支援センター（親子すこやかセンター）」において、保健師、助産師、社会福祉士が、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供します。	妊婦及び乳幼児	子ども家庭相談課母子保健担当室
母子生活支援事業（入院助産措置委託業務）	経済的理由により出産費用を負担できない妊産婦を助産施設に入所させ、出産費用を助成します。	経済的理由により出産費用を負担できない妊産婦	子ども家庭相談課
予防接種事業	病気から子どもを守り、感染症に対する抵抗力をつくるために予防接種を実施します。	乳幼児及び児童	健康推進課
健康増進啓発事業（歯科予防業務）	松戸歯科医師会と連携し、効果的なむし歯予防法であるフッ化物洗口を、保育園・幼稚園等で実施しています。	4、5歳	健康推進課

- ② 親子が健康を維持・増進するための方法を身に付け、健康な生活を送れるよう、必要な基礎知識・能力を習得するための支援を行います。

親子が健康な生活を送れるように、各種予防接種や健康診査に関する情報を、ホームページやアプリを活用して市民にわかりやすく情報提供します。
また、子どもの健全な生活習慣についての普及啓発を行います。

事業名	事業概要	主な対象者	担当課（室）
子育てホームページ管理運営業務【再掲】	市ホームページ内の「まつど DE 子育て」で市内の子育て情報を一元化し、提供します。	妊娠期～すべての保護者	子ども政策課
育児の情報提供事業（育児の情報提供業務）【再掲】	「まつど DE 子育て」と連動させた子育てアプリを導入し、プッシュ型の情報提供を行います。	妊娠期～すべての保護者	子ども政策課
食育推進事業	食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を送れるための施策を推進します。	子どもから大人までの幅広い世代	健康福祉政策課
学校保健啓発事業	歯科衛生に関する正しい知識の普及・関心の向上、歯科疾患の予防・早期発見・治療を目的として、松戸市児童生徒健歯審査会を実施します。	松戸市立小中学校児童生徒	保健体育課

学びを応援

1 教育費に困窮する家庭に対して、教育費の負担を軽減します。

- ① どのような環境にある子どもであっても将来にわたって安心して教育が受けられるように、就学から高等教育の段階に応じて教育費の負担を軽減します。

経済的に困窮している家庭の教育費の負担を軽減するため、就学援助や生活保護などにより、経済的な支援をします。

事業名	事業概要	主な対象者	担当課（室）
小学校要保護及び準要保護児童就学援助費	経済的理由で、就学が困難と認められる児童に学用品の費用などを援助します。	松戸市に在住し、公立小学校に通学している児童の保護者（所得制限あり）	学務課
中学校要保護及び準要保護生徒就学援助費	経済的理由で、就学が困難と認められる生徒に学用品の費用などを援助します。	松戸市に在住し、公立中学校に通学している生徒の保護者（所得制限あり）	学務課
生活保護法による各種扶助費（教育扶助費）	生活保護被保護者の教育需要に対し、被保護者の金銭等で満たすことのできない不足分について、教育扶助（義務教育に伴って必要な教材等の学用品、通学用品、学校給食その他義務教育に伴って必要なもの）を行います。	生活保護被保護者	生活支援一課 生活支援二課

事業名	事業概要	主な対象者	担当課（室）
生活保護法による各種扶助費（生業扶助費における高等学校等就学費）	生活保護被保護者の高等学校等就学に関する需要に対し、被保護者の金銭等で満たすことのできない不足分について、高等学校等就学に関する扶助（教科書、学用品、通学用品等）を行います。ただし、これによって自立助長に効果が見込まれる場合に限りです。	生活保護被保護者	生活支援一課 生活支援二課
拡 生活困窮者自立支援事業（子どもの学習支援業務）【再掲】	（生活支援一課と子育て支援課とで共同実施） 生活に困窮する家庭の小学5・6年生、中学生、高校生に対して、学習支援・居場所作り・カウンセリングを行うことにより、基礎学力の向上等を目指します。	生活保護受給世帯・就学援助受給世帯・児童扶養手当受給世帯の子ども	生活支援一課
拡 ひとり親家庭支援事業（ひとり親家庭学習支援業務）【再掲】	拡充 学習支援事業の実施会場を増やすとともに、内容を充実させていきます。	児童扶養手当受給世帯の小学校5年生～高校3年生	子育て支援課
ひとり親家庭支援事業（ひとり親家庭相談支援業務）【再掲】	母子または父子世帯及び寡婦世帯が抱えるさまざまな問題に関する相談に応じ、必要な支援を行います。	母子または父子世帯及び寡婦世帯	子育て支援課
高等学校修学資金関係事業	高等学校に入学するための費用を支払うことが困難な方に対し、入学時に必要な資金を貸し付けることにより、有用な人材を育成します。	区内に1年以上在住している方に扶養されている子ども（所得制限あり）	子育て支援課 児童給付担当室

2 学校教育等において、子どもに基礎的な学力を定着させる機会を確保します。

- ① 全ての子どもに基礎的な学力を定着させる機会を確保します。

学校での補習体制の充実を図ります。また、特別支援教育や日本語指導が必要な児童生徒に対する支援を行います。

事業名	事業概要	主な対象者	担当課（室）
特色ある学校づくり推進事業（スタッフ派遣業務）	市内小中学校の特色ある学校づくりや学校の教育力の向上のためにスタッフ派遣を行います。	市内小中学校	教育研究所
特色ある学校づくり推進事業（スタッフ派遣業務）【再掲】	日本語指導支援スタッフを派遣し、日本語による日本語指導を、マンツーマンで行います。	日本語を「話す」「聞く」「書く」ことに課題がある児童生徒	指導課
特別支援教育事業（特別支援学級補助教員派遣業務）	特別支援教育補助教員・補助員が、特別支援学級に在籍する児童生徒の教育的ニーズに合わせた支援を行います。	特別支援学級在籍児童生徒	教育研究所
児童生徒活動支援事業（児童生徒活動支援業務）	まなび助っ人（補習支援員）が、学校が開催する放課後学習教室における準備や丸付けの補助を行います。また、家庭学習ノートやプリントの丸付けを行います。	小中学生希望者	指導課
学習指導事業（国際理解教育推進業務）	日本語指導協力者が、授業中そばに付き添って、通訳をします。また、母語を交えた日本語指導を行います。必要に応じて、学校と保護者間の通訳も行います。	来日間もなく、日本語がほとんど話せない児童生徒	指導課

事業名	事業概要	主な対象者	担当課（室）
拡 生活困窮者自立支援事業（子どもの学習支援業務） 【再掲】	（生活支援一課と子育て支援課とで共同実施） 生活に困窮する家庭の小学5・6年生、中学生、高校生に対して、学習支援・居場所作り・カウンセリングを行うことにより、基礎学力の向上等を目指します。	生活保護受給世帯・就学援助受給世帯・児童扶養手当受給世帯の子ども	生活支援一課
拡 ひとり親家庭支援事業（ひとり親家庭学習支援業務） 【再掲】	拡充 学習支援事業の実施会場を増やすとともに、内容を充実させていきます。	児童扶養手当受給世帯の小学校5年生～高校3年生	子育て支援課

② 不登校児童・生徒などに対する支援を行います。

適応指導教室における指導や、訪問相談による支援を行うとともに、基礎的な学力を再度、身に付けたい人を対象に、学習する機会を提供します。

事業名	事業概要	主な対象者	担当課（室）
教育相談事業（適応指導教室運営業務）	不登校児童生徒が教育相談を行う過程で、適応指導教室への通級を通して、集団への適応力を高め学校復帰ができるよう段階的な支援を行っています。	市内在住の小中学校の不登校または不登校傾向の児童生徒（但し、適応指導教室利用は小学4年生以上）	教育研究所
新 教育相談事業（学校教育相談業務）	新規 保護者の困り感（特に不登校）に迅速に支援するための訪問相談を行っています。	市内在住小中学校の不登校または不登校傾向の児童生徒	教育研究所

3 子どもの居場所で、学びにつながる支援をします。

- ① 地域にある子どもの居場所で、学びにつながる取り組みや支援を推進します。

学習支援の会場の増設を図り、ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもたちに対する学習支援を充実させます。

また、芸術、文化、スポーツ等、幅広く様々な体験を通じて自己表現活動ができるような青少年教室を開催します。

事業名	事業概要	主な対象者	担当課（室）
拡 生活困窮者自立支援事業（子どもの学習支援業務） 【再掲】	（生活支援一課と子育て支援課とで共同実施） 生活に困窮する家庭の小学5・6年生、中学生、高校生に対して、学習支援・居場所作り・カウンセリングを行うことにより、基礎学力の向上等を目指します。	生活保護受給世帯・就学援助受給世帯・児童扶養手当受給世帯の子ども	生活支援一課
拡 ひとり親家庭支援事業（ひとり親家庭学習支援業務） 【再掲】	拡充 学習支援事業の実施会場を増やすとともに、内容を充実させていきます。	児童扶養手当受給世帯の小学校5年生～高校3年生	子育て支援課
青少年会館学習機会提供事業（各種講座開催業務）【再掲】	青少年が自ら学校外の学習に生き生きと取り組む機会として様々な青少年教室を開催します。	小中学生	生涯学習推進課
新 青少年自立支援事業（中高生支援業務・子どもの居場所づくり事業） 【再掲】	新規 放課後や長期休業中に、主として中高生が利用できる安全安心な居場所を提供することにより、学校や家庭以外の自由な時間と場所の提供、知識や体験の提供、孤立の防止、子ども一人一人のニーズ把握や課題解決につなげます。	中高生	子どもわかもの課

4 学校・地域・行政が連携して、子どもや家庭の困りごとの解決に向けて、多面的に支援します。

- ① 学校・地域・行政が連携して、課題を抱える子どもや家庭の困りごとの解決に向けて、多面的な支援を行います。

スクールソーシャルワーカーについて、活動内容の浸透を図り、学校内で十分な連携を取り、福祉的なアプローチによって子どもや家庭が抱える課題の解決を支援します。

また、職員同士の情報交換など、幼稚園、保育所（園）、小学校の連携を深めるためのモデル的な取り組みを開始します。

事業名	事業概要	主な対象者	担当課（室）
拡教育相談事業（学校教育相談業務）【再掲】	教育と福祉の連携により、家庭環境に福祉的アプローチを行います。 拡充 スクールソーシャルワーカーの増員を目指します。	該当中学校及び 中学校区の 小学校	教育研究所
幼児教育振興事業（幼保小連携）	幼稚園・保育所（園）・小学校の連携を推進し、就学接続期の子どもの育ちを支えます。	幼稚園・保育所（園）・小学校に在籍する児童	子ども政策課 幼児教育担当室

5 全ての子どもが健やかに育つように家庭教育の普及啓発をします。

- ① 家庭教育の大切さに関する普及啓発をします。

家庭の教育力向上のため、幼児教育パンフレットや映像配信、各種家庭教育学級の講座、イベントの開催により、保護者の関わり大切さを普及啓発します。

事業名	事業概要	主な対象者	担当課（室）
幼児教育振興事業（ブックスタート）	乳児家庭全戸訪問時に絵本を手渡し、親と子のゆったりとした心ふれあうひとときを持つきっかけを届けます。	生後4か月までの乳児とその保護者	子ども政策課 幼児教育担当室

事業名	事業概要	主な対象者	担当課（室）
家庭教育力向上事業（家庭教育支援業務）	幼児家庭教育パンフレットの配布や映像配信、講演会等において家庭教育の大切さについて、普及啓発します。	保護者	生涯学習推進課
家庭教育力向上事業（家庭教育学級開催業務）	各種家庭教育学級講座において、家庭教育の大切さについて、内容を充実させ、普及啓発します。 孤立した環境の中で子育てをしている家庭や育児に参加する時間の少ない保護者が参加しやすい講座やイベントを開催し、家庭教育の大切さについて普及啓発します。	保護者	生涯学習推進課

仕事を応援

1 就職に関する情報の提供や、就労につながる支援をします。

- ① ひとり親家庭等の親子が採用に結びつくために、個々のニーズに応じた支援をします。

就労機会の拡大を図るため、合同企業説明会を実施します。

また、パンフレットを活用して、ひとり親家庭の母親等、女性の就労に関する情報提供を促進します。

さらに、就業支援専門員が相談を受け、履歴書の書き方や就職面接に関する助言等、就職活動を支援します。

事業名	事業概要	主な対象者	担当課（室）
就職活動支援一時預かり保育事業（送迎保育業務）	保育士資格取得や就職活動をする保護者の児童を預かり、就労を支援します。	保育士資格取得や就職活動をする保護者	幼児保育課
ひとり親家庭支援事業（母子・父子自立支援プログラム策定業務）【再掲】	就業支援専門員が相談を受け、個別に自立支援プログラムを策定、履歴書の書き方や就職面接に関する助言等、就職活動を支援します。	母子または父子世帯及び寡婦世帯	子育て支援課
ひとり親家庭支援事業（ひとり親家庭相談支援業務）【再掲】	母子または父子世帯及び寡婦世帯が抱えるさまざまな問題に関する相談に応じ、必要な支援を行います。	母子または父子世帯及び寡婦世帯	子育て支援課
雇用促進事業（若者就労支援業務）	地元での就職を希望する若者と人材確保に悩む市内企業との出会いの場を提供する「まつど合同企業説明会」を開催します。	15歳以上概ね39歳までの就職を希望する若年者（新卒も含む）。	商工振興課

事業名	事業概要	主な対象者	担当課（室）
雇用促進事業（求人・求職雇用促進業務）	女性が働く上で役立つ情報や知ってほしい法律、制度についてのしおり、パートタイマー労働者の処遇や労働条件についてのしおりを作成し、啓発を図ります。	働いている方、これから仕事を始める方。	商工振興課
生活困窮者に対する就労支援（生活困窮者自立支援事業・自立相談支援業務）【再掲】	ハローワークやジョイントワーク松戸と連携し、キャリアコンサルティング、履歴書・面接対策、職業紹介等の就労支援を行います。	生活困窮者（現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人）	生活支援一課
生活保護被保護者に対する就労支援（生活保護決定・実施事業）【再掲】	ハローワークやジョイントワーク松戸と連携し、キャリアコンサルティング、履歴書・面接対策、職業紹介等の就労支援を行います。	生活保護被保護者	生活支援一課 生活支援二課

2 就職に必要な能力を身に付けたり、安定して仕事が続けられるように支援します。

- ① ひとり親家庭等の親子が安定した仕事に就けるように支援します。

ひとり親家庭に対して高等学校卒業程度認定試験合格のための講座の受講費用を支援します。

また、まつど地域若者サポートステーションと連携を図り、ニート等の職業的自立に向け、就労に必要な研修や臨床心理相談などを実施します。

事業名	事業概要	主な対象者	担当課（室）
保育所（園）等入所選考基準	ひとり親世帯の点数を上げ、保育所（園）等へ入所しやすくします。	ひとり親世帯の保護者	幼児保育課

事業名	事業概要	主な対象者	担当課（室）
ひとり親家庭支援事業（母子・父子自立支援プログラム策定業務） 【再掲】	就業支援専門員が相談を受け、個別に自立支援プログラムを策定、履歴書の書き方や就職面接に関する助言等、就職活動を支援します。	母子または父子世帯及び寡婦世帯	子育て支援課
ひとり親家庭支援事業（ひとり親家庭学習支援業務・高等学校卒業程度認定試験合格支援）	高等学校を卒業していないひとり親家庭の親またはその子どもがより良い条件での就業や転職をするため、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座を受講する場合に、受講費用を助成します。	児童扶養手当受給世帯（同等の所得水準にある場合を含む）	子育て支援課
雇用促進事業（若者就労支援業務）	まつど地域若者サポートステーションと連携を図り、ニート等の若者の就労を一貫して支援するため、職業的自立に向けた就労に必要な研修（キャリア開発プログラム）や臨床心理相談などを実施します。	15歳以上39歳までの就職を希望する若年者	商工振興課
生活困窮者に対する就労準備支援（生活困窮者自立支援事業・就労準備支援業務）	働きづらさを抱え、すぐに就労することが困難な人に、就労する準備として、生活習慣の形成や社会的能力の形成、就労体験の場の提供等の支援を行います。	生活困窮者（現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人）	生活支援一課
生活保護被保護者に対する就労準備支援（生活保護決定・実施事業）	働きづらさを抱え、すぐに就労することが困難な人に、就労する準備として、生活習慣の形成や社会的能力の形成、就労体験の場の提供等の支援を行います。	生活保護被保護者	生活支援一課 生活支援二課

- ② ひとり親家庭等の親子が安定した就業に結びつきやすい資格を取得するための支援をします。

ひとり親家庭等の親子が、安定した職業に就くため、資格取得を目的として養成機関に就学する場合、受講料を助成します。

事業名	事業概要	主な対象者	担当課（空）
保育士資格取得支援業務	保育従事者として勤務する者に対し、保育士試験講座受講費用を補助します。	保育従事者として勤務する者	幼児保育課
ひとり親家庭支援事業（ひとり親家庭就労促進業務）	ひとり親家庭の父母が就労するために必要な資格技能を習得するための講習を受ける場合、受講費用を助成します。	児童扶養手当受給者（同等の所得水準にある場合を含む）	子育て支援課
ひとり親家庭支援事業（母子家庭等高等訓練促進業務）	ひとり親家庭の父母が就労するために必要な資格取得のための修学をする場合、生活の負担を軽減できるように、毎月助成金を支給します。	児童扶養手当受給者（同等の所得水準にある場合を含む）	子育て支援課
雇用促進事業（若者就労支援業務） 【再掲】	若年無業者が就労の為に職業訓練講座を受講した場合、受講料の一部を助成します。	市の指定講座を受講した市内在住39歳以下の若年無業者	商工振興課
生活保護法による各種扶助費（生業扶助費における技能習得費）	生活保護被保護者の技能習得に関する需要に対し、被保護者の金銭等で満たすことのできない不足分について、技能習得に関する扶助（授業料、教科書、教材費等）を行います。ただし、これによって自立助長に効果が見込まれる場合に限りです。	生活保護被保護者	生活支援一課 生活支援二課

住まいを応援

1 住居に困窮しているひとり親家庭等について、住まいの提供に取り組みます。

- ① ひとり親家庭に住居を提供します。

母子・父子世帯のみ入居可能な市営住宅を提供します。

また、住居を失ったひとり親家庭等が住居を確保するまでの間、生活困窮者自立支援制度の一時入居施設等を活用して支援します。

事業名	事業概要	主な対象者	担当課（室）
市営住宅管理事業	母子・父子世帯のみ入居可能な市営住宅を提供します。	母子・父子世帯	住宅政策課
生活困窮者自立支援事業（一時生活支援業務）	住居喪失者（衣食住以外の自立に必要な経費等を自ら捻出することができる人及び緊急的な支援が必要な人）に対して、宿泊場所の供与、食事の提供、その他当該宿泊場所において日常生活を営むうえで必要な便宜を供与します。	生活困窮者（現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人）	生活支援一課

2 住居に困窮している家庭が円滑に住居を確保できるように入居支援に取り組みます。

- ① ひとり親家庭の保護者等が住居を確保するための支援を行います。

ひとり親家庭について、市営住宅の抽選の際に優遇措置を図り、円滑な入居を支援します。

また、民間賃貸住宅への入居に関して、ひとり親家庭等が円滑に住居を確保できるように支援します。

事業名	事業概要	主な対象者	担当課（室）
市営住宅管理事業【再掲】	市営住宅入居募集の抽選の際に優遇措置を図り、円滑な入居を支援します。	母子・父子世帯	住宅政策課
民間住宅への入居に関する住宅確保要配慮者への居住支援サービス事業	入居を拒まない民間賃貸住宅の情報提供を行います。	ひとり親家庭等の住宅確保要配慮者	住宅政策課

3 住まいにかかる費用負担の軽減に取り組みます。

- ① ひとり親家庭等の住居にかかる費用負担の軽減や費用にかかる配慮をします。

母子・父子または非婚の母もしくは父について、市営住宅の家賃算定において、費用負担に配慮します。

事業名	事業概要	主な対象者	担当課（室）
市営住宅管理事業【再掲】	市営住宅の家賃算定の際、母子・父子等控除を行い費用負担に配慮します。	母子・父子又は非婚の母・父	住宅政策課
生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金）	離職者であって就労能力及び就労意欲のある人のうち、住居を喪失している人または喪失するおそれのある人を対象として住宅費を支給するとともに、就労支援等を実施し住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。住宅費は3か月間を原則とし（一定の条件により延長可）、世帯人数に応じて上限額があります。	住居を喪失している、またはそのおそれのある生活困窮者	生活支援一課

事業名	事業概要	主な対象者	担当課（室）
生活保護法による各種扶助費（住宅扶助費）	生活保護被保護者の住宅需要に対し、被保護者の金銭等で満たすことのできない不足分について、住宅扶助（住居費、補修その他住宅の維持のために必要なもの）を行います。	生活保護被保護者	生活支援一課 生活支援二課
保育士宿舎借上支援事業	保育士が民間保育園に就職し市内賃貸物件に居住する場合に家賃を補助します。	保育士	幼児保育課

社会全体で応援

1 どのような環境にある子どもの夢も市民全体で応援します。

- ① どのような環境にある子どもでも夢が実現できるように、市民全体で応援します。

子どもの未来を応援するため、様々な機関と連携して社会全体で取り組みます。

事業名	事業概要	主な対象者	担当課（室）
子どもの未来応援事業	市内の関連団体、NPO法人、市民、民間企業等と連携して、情報を共有しながら、子どもの貧困対策を推進します。	市内の関連団体、NPO法人、市民、民間企業等	子ども家庭相談課子どもの未来応援担当室

2 市民ひとりひとりの子どもを大切に育むマインドを醸成する普及啓発をします。

- ① 市民が子どもたちのおかれている状況を理解し、関わり方を考えることができるような啓発活動を推進します。

子どもの未来を応援するため、市民に普及啓発するとともに、外国籍の子どもへの支援を行います。

事業名	事業概要	主な対象者	担当課（室）
パートナー講座（出前）	子どもたちを取り巻く現状、子どもの貧困対策について、パートナー講座を開催し、市民の理解を深めます。	市民	子ども家庭相談課子どもの未来応援担当室
新 子どもの未来応援事業	新規 子どもの貧困対策に関する理解を深め、地域における支援の広がりを実現するため、講演会などを開催します。	市民	子ども家庭相談課子どもの未来応援担当室

事業名	事業概要	主な対象者	担当課（室）
新 青少年自立支援事業（中高生支援業務・（仮称）小学生のための放課後すごし方ガイドの作成）【再掲】	新規 小中高生に向けた放課後の過ごし方ガイドを作成します。また、外国籍の家庭のために各国語版（英語、中国語、韓国語、タガログ語、ベトナム語）を作成、配布します。	小中高校生	子どもわかもの課

- ② 市の職員全員で子どもの未来を応援するための方策について考えていきます。

生まれ育った環境に左右されず子どもの夢が実現できるよう、松戸市役所全体で子どもの未来を応援します。

事業名	事業概要	主な対象者	担当課（室）
子どもの未来応援事業	子どもの貧困対策を推進するため、市役所内の関係課の連携を図ります。	市役所内関係課	子ども家庭相談課 子どもの未来応援担当室
新 青少年自立支援事業（中高生支援業務・居場所づくり支援者研修会・情報交換会の開催）【再掲】	新規 児童館・こども館・青少年会館など、中高生の居場所づくりに携わる受託事業者や職員のスキルアップのための支援者研修会・情報交換会を開催します。	中高生	子どもわかもの課

- ③ 市内の事業主向けの啓発活動を行います。

市が主催する事業主向けの労働セミナー等で、子どもの貧困対策について説明するなど、子どもの未来応援について普及啓発を行います。

事業名	事業概要	主な対象者	担当課（室）
勤労会館管理運営事業（講座開催等業務）	良好な労働環境の整備及び職場における適正な労務管理を目的に、労働セミナーを開催します。	市内企業経営者及び人事・労務担当者	商工振興課

